

令和5年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金（12月補正予算分）交付要綱

（目的）

第1条 物価高騰の影響を受けながらも安定的な医療サービスの提供を継続している医療機関等を支援するため、「愛知県医療機関等物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和5年10月1日時点で愛知県内に所在する、別表1に掲げる保険医療機関（愛知県が運営するものを除く。）、薬局、助産所、施術所及び歯科技工所を運営する個人又は法人の理事長等代表者（以下「事業者」という。）とする。

（支援金の交付額及び交付に係る要件）

第3条 支援金の交付額及び交付に係る要件は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、原則として、知事が設置するウェブサイトを利用し、電子申請により、別表2に定める書類を、知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。ただし、ウェブサイトを利用できない等、やむを得ない事情があると認められるときは、郵送申請により、県へ提出するものとする。

（交付の決定等）

第5条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定をする。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付することが適当であると認めた事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を事業者からの請求書とみなす。

3 第1項の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、支援金を交付することが適当でないと認められたときは、令和5年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第5）により支援金の交付の申請を行った事業者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第6条 知事は、支援金の交付をした場合において、事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第13条に定める実績報告は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(関係書類の整備)

第8条 事業者は、支援金の交付申請書類及びその証拠書類等を電磁的方法等により5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表1（第2条、第3条関係）

1 交 付 の 対 象	(1)光熱費高騰対策支援対象施設	<p>ア 保険医療機関 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、光熱費の高騰の影響を受けている保険医療機関であって、令和5年10月1日時点で東海北陸厚生局へ保険医療機関の届出がされている施設（ただし、訪問診療、出張診療のみで運営している施設を除く。）。</p> <p>イ 薬局 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、光熱費の高騰の影響を受けている薬局であって、令和5年10月1日時点で愛知県知事（その所在地が保健所を設置する市においては、当該市長）の薬局開設の許可を受けている施設。</p> <p>ウ 助産所 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、光熱費の高騰の影響を受けている助産所であって、令和5年10月1日時点で愛知県知事（その所在地が保健所を設置する市においては、当該市長）に助産所開設の届出がされている施設。</p> <p>エ 施術所 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、光熱費の高騰の影響を受けている施術所であって、令和5年10月1日時点で愛知県知事（その所在地が保健所を設置する市においては、当該市長）に施術所開設の届出がされている施設（出張施術のみを行っている事業者は除く。）。</p> <p>オ 歯科技工所 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、光熱費の高騰の影響を受けている歯科技工所であって、令和5年10月1日時点で愛知県知事（その所在地が保健所を設置する市においては、当該市長）に歯科技工所開設の届出がされている施設。</p>
	(2)燃油価格高騰対策支援対象施設	<p>ア 透析患者通院送迎区分 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、事業者が燃料費を負担する自動車で行っている透析患者の通院送迎を行っている透析医療機関であって、令和5年10月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「人工腎臓」の届出がされている医療機関。</p> <p>イ 訪問診療区分 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、事業者が燃料費を負担する自動車で行っている訪問診療を行い、かつ同期間において介護報酬を請求した実績がない医療機関であって、令和5年10月1日時点で東海北陸厚生局</p>

		<p>へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」又は「在医総管」のいずれかの届出がされている医療機関。</p> <p>ウ 訪問歯科診療区分 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、事業者が燃料費を負担する自動車で訪問歯科診療を行い、かつ同期間において介護報酬を請求した実績がない医療機関であって、令和5年10月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「歯援診」の届出がされている医療機関。</p> <p>エ その他区分 上記3区分に入らず、知事が別途認めるもの。</p>
	(3)食材費高騰対策支援対象施設	<p>病院、有床診療所及び有床歯科診療所 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、食材費の高騰の影響を受けている病院、有床診療所及び有床歯科診療所であって、令和5年10月1日時点で東海北陸厚生局へ保険医療機関の届出がされている施設。</p>
2 支 援 金 の 交 付 額	(1)光熱費高騰対策支援対象施設	<p>ア「1 交付の対象(1)」中、保険医療機関の内、病院・有床診療所・有床歯科診療所 1床当たり 20,000円※ ※ただし、1施設当たりの病床数が2床以下の場合は、後記イの交付額を適用する。また、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、休床(注1)としている病床は、支援金の交付対象から除き、空床(注2)としている病床は、支援金の交付対象に含める。 注1 患者の受け入れを行っていない病床 注2 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることができるようにするため、一般の患者の受け入れを行っていない病床</p> <p>イ「1 交付の対象(1)」中、上記アに該当しない保険医療機関、薬局及び助産所 1施設当たり 50,000円</p> <p>ウ「1 交付の対象(1)」中、施術所及び歯科技工所 1施設当たり 20,000円</p>
	(2)燃油価格高騰対策支援対象施設	<p>ア 透析患者通院送迎区分 自動車1台当たり 50,000円</p> <p>イ 訪問診療、訪問歯科診療及びその他区分 自動車1台当たり 11,000円</p>
	(3)食材費高騰対策支援対象施設	<p>病院、有床診療所及び有床歯科診療所 1床当たり 6,400円※ ※令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、休床(注1)としている病床は、支援金の交付対象から除き、空床(注2)としている病床</p>

		<p>は、支援金の交付対象に含める。</p> <p>注1 患者の受け入れを行っていない病床</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることができるようにするため、一般の患者の受け入れを行っていない病床</p>
3 交 付 の 要 件	(1)光熱費高騰対策支援対象施設	<p>「1 交付の対象(1)」中、</p> <p>(1) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、事業の休止又は廃止を行わない施設であること。</p> <p>(2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、光熱費の支払実績を有する施設であること。</p>
	(2)燃油価格高騰対策支援対象施設	<p>「1 交付の対象(2)」中、</p> <p>ア 透析患者通院送迎区分</p> <p>(1) 申請する車両は、透析患者の通院送迎の専用車両として使用している車両であること（ただし、私用車両は対象外）。</p> <p>(2) 事業者が燃料費を負担している車両であること。</p> <p>イ 訪問診療区分</p> <p>(1) 申請する車両は、訪問診療の専用車両として使用している車両であること。ただし、医師1人当たり（常勤換算人数。小数点以下切り上げ。）1台までを上限とする（なお、私用車両を訪問診療に使用している場合も対象としてよい）。</p> <p>(2) 事業者が燃料費を負担している車両であること。</p> <p>ウ 訪問歯科診療区分</p> <p>(1) 申請する車両は、訪問歯科診療の専用車両として使用している車両であること。ただし、歯科医師1人当たり（常勤換算人数。小数点以下切り上げ。）1台までを上限とする（なお、私用車両を訪問歯科診療に使用している場合も対象としてよい）。</p> <p>(2) 事業者が燃料費を負担している車両であること。</p> <p>エ その他区分</p> <p>知事が別途認めるもの。</p>
	(3)食材費高騰対策支援対象施設	<p>「1 交付の対象(3)」中、</p> <p>(1) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、事業の休止又は廃止を行わない施設であること。</p> <p>(2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、食材費の支払実績を有する施設であること。</p>

別表2（第4条関係）

申請書類	
1	令和5年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第1から様式第4）

2	申請施設の一覧表（様式第 1 別紙から様式第 4 別紙）
---	------------------------------